

**京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）**

都市計画府庁地区官庁街地区計画を次のように決定する。

名 称		府庁地区官庁街地区計画
位 置		京都市上京区藪之内町，同区両御霊町，同区御霊町，同区西鷹司町，同区西出水町，同区常泉院町及び同区東立売町の各一部
面 積		約 6. 6 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区には，国及び地方公共団体の庁舎及びこれに付属する施設が集中して配置されており，府庁旧館の保存，庁舎等の整備を図るにあたり，本地区において地区計画を定めることにより，公衆の利便及び公務の能率の増進等，官公庁地区にふさわしい街区環境の形成・保持を図るものとする。
	土地利用の方針	本地区の大部分においては，既に官公庁施設が立地しており，現在の土地利用について，更に合理化を図るとともに，緑の空間の確保等，周辺地域と調和のとれた良好な官庁地区の形成・保全を図るものとする。
	地区施設の整備方針	—————
	建築物の整備方針	本地区の建築物については，官庁施設として公衆の利便の増進を図るとともに，地区の良好な環境を保持するために，建築物の形態等の制限を行うものとする。
地区整備計画	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の25
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の6
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は3 m又は5 m以上でなければならない。ただし，守衛所，自転車置場，玄関ポーチその他これらに類するもので階数が1のものはこの限りではない。
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは，25 mを超えてはならない。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分に設けるかき，さく若しくは塀の構造は次の各号の一に掲げるものでなければならない。ただし，門についてはこの限りではない。 1 生垣 2 高さ60 cm以下のレンガ積み又は石積み等の上に植栽を施したもの 3 さくと植栽を組合わせたもの
備 考		

「区域，地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

府庁地区官庁街地区計画 計画図 1:2500

